第C節　日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款　一般規則及び手続

1

この節の規定の適用上、

(a)　「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(b)　「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国の領域において一般的に認められている、又は十分なかつ権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(c)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(d)　「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査において使用される材料（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される材料をいい、次のものを含む。

(i)　燃料、エネルギー、触媒及び溶剤

(ii)　産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(iii)　手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(iv)　工具、ダイス及び鋳型

(v)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料

(vi)　生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料

(vii)　産品に組み込まれない他の材料であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(e)　「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいう。

(f)　「非原産品」又は「非原産材料」とは、この節の規定に従って原産品とされない産品又は材料をいう。

(g)　「原産品」又は「原産材料」とは、この節の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(h)　「輸送用のこん包材料及びこん包容器」とは、他の産品を輸送中に保護するために使用される産品（小売用に包装された産品の包装材料及び包装容器を含まない。）をいう。

(i)　「関税上の特恵待遇」とは、前節の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(j)　「生産」とは、作業をいい、産品の栽培、耕作、成育、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、狩猟、捕獲、収集、繁殖、抽出、採集、製造、加工及び組立てを含む。

(k)　「取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるに当たって現実に支払われた若しくは支払われるべき価格又は世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定されるその他の価額をいう。

(l)　「産品の価額」とは、産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。

2

(a)　日本国は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であって、この節に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

(i)　一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、(b)に定めるもの

(ii)　一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品

(iii)　一方又は双方の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの

(b)　日本国は、(a)の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とすることを定める。

(i)　当該領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品

(ii)　当該領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物（第三類に該当するものを除く。）

(iii)　当該領域において生きている動物（第三類に該当するものを除く。）から得られる産品

(iv)　当該領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物（第三類に該当するものを除く。）

(v)　当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(i)から(iv)までに規定するものを除く。）

(vi)　当該領域において、(i)から(v)までに規定する産品又はそれらの派生物のみから生産される産品

3

(a)　日本国は、(c)に規定する場合を除くほか、産品が次款及び第三款に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えず、かつ、当該産品がこの節に定める他の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める。

(b)　(a)の規定は、非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用する。

(c)　(a)の規定は、次のものについては、適用しない。

(i)　第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号若しくは第二一〇六・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であって、第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号及び第〇四〇六・三〇号の産品を除く。）の生産において使用されるもの（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号の粉乳又は第〇四〇六・三〇号のプロセスチーズであって、(a)に定める僅少の非原産材料に係る十パーセントの許容限度を適用する結果として原産品であるものは、この(i)に規定する第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品又は(ii)に規定する産品の生産において使用される場合には、原産材料とする。）

(ii)　第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であって、次のいずれかの産品の生産において使用されるもの

(A)　第一九〇一・一〇号の育児食用の調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(B)　第一九〇一・二〇号の混合物及び練り生地（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超えるものであって小売用でないものに限る。）

(C)　第一九〇一・九〇号又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(D)　第二一・〇五項の産品

(E)　第二二〇二・九一号又は第二二〇二・九九号の飲料（ミルクを含有するものに限る。）

(F)　第二三〇九・九〇号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(iii)　第〇八・〇五項又は第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の非原産材料であって、第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品又は第二一〇六・九〇号、第二二〇二・九一号若しくは第二二〇二・九九号の果実若しくは野菜のジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）の生産において使用されるもの

(iv)　第一五類の非原産材料であって、第一五・〇七項、第一五・〇八項、第一五・一二項又は第一五・一四項の産品の生産において使用されるもの

(v)　第八類又は第二〇類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第二〇・〇八項の産品の生産において使用されるもの